

[拡充の要点]

1. 調査対象物質の拡大

- 「審査済み新規化学物質の追加」
- 「非意図的生成化学物質の追加」

2. 事前評価の改善、確立

調査対象物質の厳選
(化学物質環境運命予測手法の活用)

精度の高い調査を実施するため、
化学物質の性質、生産量等から、
環境中での存在状況(環境運命)
を予測するモデルを活用し、調査
対象物質を厳選。

3. 調査の充実

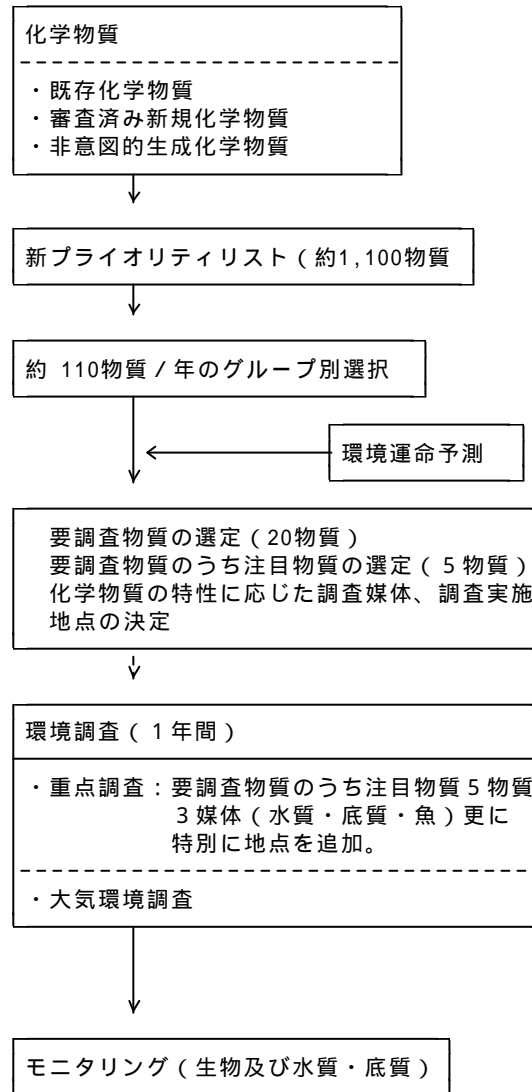
注目物質には重点調査
要調査物質のうち、特に注目する物質については更に重点的に地点を選んで調査を実施。

調査期間の短縮
原則として全都道府県を対象として、単年度で環境汚染状況を把握

(注)

- ・既存化学物質：昭和48年の化学物質審査規制法制定に伴い作成された既存化学物質リストに記載されている化学物質。
- ・審査済み新規化学物質：化学物質審査規制法による審査をパスした化学物質の製造工程等で非意図的に生成される化学物質。

[第2次総点検調査体系]



[第1次総点検調査体系]

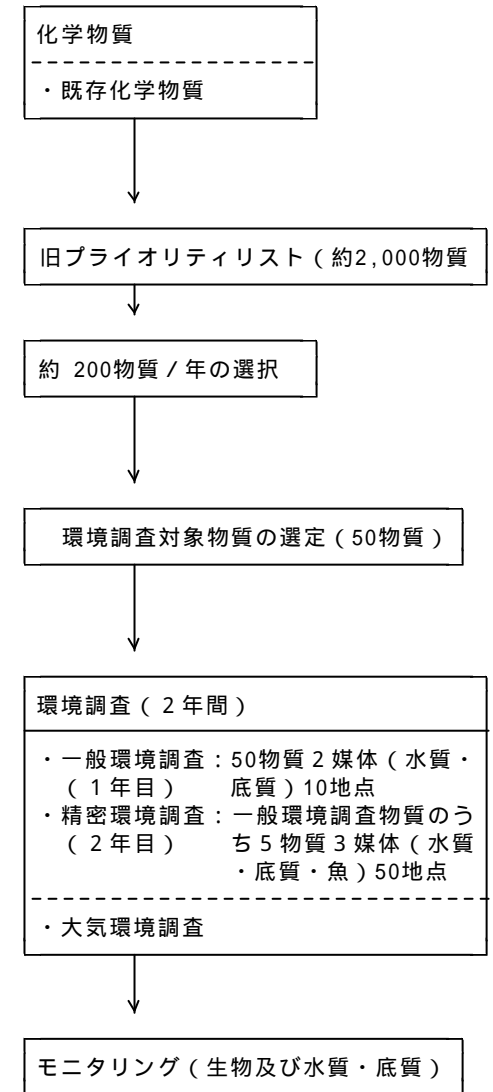


図2 第2次総点検調査体系及び第1次総点検調査からの拡充の要点